

居宅介護支援契約書

_____ (以下、「利用者」といいます) と目黒区
(以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う居宅介護
支援について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に
したがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提
供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図
ります

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の要介護認
定~~または要支援認定~~ (以下、「要介護認定等」といいます) の有効期間
満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了
の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの
担当者として契約書別紙のとおり任命し、その選定または交代を行った場
合は、利用者~~に~~その氏名を文書で通知します。

第4条 (居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サ
ービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接をして情報を収集し、
解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、
利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者~~に~~サービ
スの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での
留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保
険給付の対象とするか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等
について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受
けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条(経過観察・再評価)

- 1 事業者は居宅サービス計画作成後、その実施状況の把握のため利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り次のとおり行います。
 - ① 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。
 - ② 少なくとも三月に一回、実施状況把握の結果を記録する。
- 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意により居宅サービス計画を変更します。

第8条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条(要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新の申請および状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条(ケース処遇記録の作成)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとしこれをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条 (料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

第12条 (契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者が事業者や介護支援専門員に対して重大な背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護に入所および小規模多機能型居宅介護を利用した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者の要介護認定区分が、要支援1、要支援2と認定された場合
 - ④ 利用者が死亡若しくは被保険者の資格を喪失した場合

第13条 (秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

第14条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条 (身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置(契約書別紙

に記載)し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条 (善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行します。

第18条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者とは事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第19条 (裁判管轄)

利用者とは事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地の管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者

事業者

名称 目黒区 (東京都 1371000702号)

住所 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号

代表者 理事長 佐藤 良春

(受託者)

名称 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

代表者 目黒区立東山在宅介護支援センター

所長 坂本 勝則 印

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印

(利用者との続柄:)

〔契約書別紙〕

1 担当介護支援専門員

氏名 _____ 連絡先 3791 - 8474

2 料金

- (1) 居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり _____円 ですが、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、 _____様の自己負担はありません。
- (2) 但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヶ月あたりの料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。(サービス提供証明書を目黒区の担当窓口へ提出しますと、払い戻しを受けることができます。)
- (3) なお、次のサービス提供の場合、料金の加算、減算があります。

① 加算 ア) 初回加算

初回加算 (I) 250単位

初回加算 (II) 600単位

イ) 特定事業所加算 500単位

② 減算 ア) 運営基準減算

所定単位数の100分の70

所定単位数の100分の50 (運営基準減算が2ヶ月以上
継続している場合)

イ) 特定事業所集中減算

1月につき200単位を所定単位数から減算

3 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出下さい

目黒区立東山在宅介護支援センター 電話番号：3791-8474

(受付時間 火曜日～日曜日 9:00～19:00)

事業者

名 称 目黒区 (東京都 1371000702号)

住 所 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号

代表者 理事長 佐藤 良春

(受託者)

名 称 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

代表者 目黒区立東山在宅介護支援センター

所 長 坂本 勝則 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

利用者氏名

印

(代理人氏名

印)